

東近江行政組合職員の給与に関する条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第19号

改正	昭和47年12月5日	条例第31号	平成11年12月24日	条例第7号
	昭和48年4月27日	条例第4号	平成12年3月8日	条例第3号
	昭和48年12月11日	条例第8号	平成12年12月26日	条例第8号
	昭和49年3月12日	条例第2号	平成13年3月19日	条例第4号
	昭和49年4月27日	条例第4号	平成14年1月17日	条例第1号
	昭和49年7月2日	条例第5号	平成14年12月27日	条例第7号
	昭和49年12月24日	条例第11号	平成15年11月28日	条例第3号
	昭和50年12月22日	条例第1号	平成16年12月28日	条例第9号
	昭和51年12月25日	条例第5号	平成17年12月1日	条例第8号
	昭和52年12月26日	条例第11号	平成18年3月16日	条例第2号
	昭和53年12月25日	条例第5号	平成19年3月11日	条例第3号
	昭和54年12月25日	条例第5号	平成19年12月27日	条例第7号
	昭和55年12月25日	条例第4号	平成21年3月16日	条例第3号
	昭和56年12月25日	条例第3号	平成21年5月26日	条例第4号
	昭和57年6月1日	条例第2号	平成21年11月30日	条例第7号
	昭和58年12月26日	条例第4号	平成22年3月10日	条例第4号
	昭和59年12月27日	条例第2号	平成22年11月30日	条例第11号
	昭和60年12月27日	条例第4号	平成23年12月1日	条例第1号
	昭和61年9月8日	条例第2号	平成26年3月13日	条例第2号
	昭和61年12月26日	条例第4号	平成27年1月5日	条例第1号
	昭和62年3月30日	条例第4号	平成27年3月10日	条例第3号
	昭和62年12月25日	条例第7号	平成28年3月7日	条例第3号
	昭和63年12月27日	条例第3号	平成28年3月7日	条例第7号
	平成元年12月28日	条例第5号	平成28年12月28日	条例第11号
	平成2年12月28日	条例第3号	平成29年12月28日	条例第6号
	平成3年3月1日	条例第5号	平成30年12月28日	条例第4号
	平成9年3月18日	条例第2号	令和元年9月30日	条例第3号
	平成9年10月1日	条例第6号	令和元年12月27日	条例第6号
	平成9年12月25日	条例第11号	令和元年12月27日	条例第7号
	平成10年3月12日	条例第1号		
	平成10年12月25日	条例第5号		

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、東近江行政組合一般職の職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能労務職員」という。）を除く。）以下「職員」という。）の給与に関する事項並びに技能労務職員の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものとする。

（平28条例7・一部改正）

第2章 給料

（給料）

第2条 給料は、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

（平16条例9・平18条例2・一部改正）

（給料表）

第3条 給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれの給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

（令元条例6第9条・一部改正）

（職務の分類）

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定めるとおりとし、同表に掲げる職務との複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に定めるものとする。

（職員の職務の級の決定）

第5条 任命権者は、組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、予算の範囲内で職務の級を定めるものとする。

（初任給、昇格、昇給の基準）

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

（平18条例2・一部改正）

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

（平18条例2・一部改正）

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が7級の職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

（平18条例2・一部改正）

5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級の職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

（平18条例2・一部改正）

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（平18条例2・一部改正）

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（平18条例2・一部改正）

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（平18条例2・一部改正）

9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（平18条例2・一部改正）

第6条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給料の調整額）

第7条 任命権者は、給料月額が勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、

勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（給料の支給）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日にその月の全額を支給する。ただし、その日が祝日法による休日（東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

- 2 給与は、職員の申出により、口座振替の方法で支払うことができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格降給等により給料額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となった場合、又は職員以外の地方公務員若しくは国家公務員が退職の日に職員となった場合は、その翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前条及び本条に定めるもののほか、給料の支給の方法に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 手当

（手当）

第10条 職員には、給料のほか次に掲げる手当を支給する。

- (1) 管理職手当

- (2) 初任給調整手当
- (3) 扶養手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 退職手当

（平16条例9・平18条例2・一部改正）

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にあるものに、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲で規則で定める額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（平19条例3・一部改正）

（初任給調整手当）

第12条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定めるを超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職にかかるものにあっては、採用の日から5年以内、第2号に掲げる職にかかるものにあっては、3年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

（平28条例11第1条・一部改正）

- (1) 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、規則で定めるもの 月額2,500円
- (2) 前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充につ

いて特別の事情があると認められるもので、規則で定めるもの 月額1,000円

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同種の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
（平28条例11第2条・一部改正）
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
（平28条例11第2条・追加）
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身に著しい障害を有する者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
（平28条例11第2条・一部改正）

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（平17条例8・平19条例3・平19条例7一部改正）

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届

出なければならない。

（平28条例11第2条・一部改正）

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（平28条例11第2条・一部改正）

- (3) 削除

（平28条例11第2条・削除）

- (4) 削除

（平28条例11第2条・削除）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（平28条例11第2条・一部改正）

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（平19条例7・平成28年条例11・一部改正）

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- （平28条例11第2条・追加）
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（平28条例11第2条・追加）

- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（平28条例11第2条・追加）

（地域手当）

第14条の2 地域手当は、すべての職員に支給する。

（平18条例2・一部改正）

- 2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の合計額に100分の1.5を乗じて得た額とする。ただし、管理者が特に指定する事務所に勤務する職員には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を適用される職員の例により管理者の定める額を支給する。

（平18条例2・一部改正）

（住居手当）

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（組合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除了した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除了した額の2分の1（その控除了した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

（平21条例7・一部改正、令元条例7第2条・一部改正）

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（平19条例3・一部改正）

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し

てその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（平16条例9・一部改正）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しな

いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第16条の2 単身赴任手当は、一般職の職員の給与に関する法律を適用される職員の例により管理者の定める額を支給する。

（特殊勤務手当）

第17条 特殊勤務手当については、別に条例で定める。

第18条 削除

（平18条例2・削除）

（時間外勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の決定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とするのは「100分の100」とする。

（平21条例3・一部改正）

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（平21条例7・追加）

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間

である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（平21条例7・追加）

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平22条例7・追加）

（休日勤務手当）

第20条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第22条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第22条の2 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(平27条例3・一部改正)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(平27条例3・改正)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(平27条例3・改正)

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(平27条例3・改正)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(平27条例3・改正)

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例3・一部改正)

第23条 削除

(平16条例9・削除)

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

(平22条例11第1条・平29条例6第2条・令元条例3第1条・一部改正)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(平21条例7・一部改正)

(平22条例11第1条第2条・平29条例6第2条・一部改正)

(平30条例4第2条・一部改正)

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

(平21条例7・一部改正)

(平22条例11第1条第2条・一部改正)

(平30条例4第2条・一部改正)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(平18条例2・一部改正)

(平22条例11第1条・平29条例6第2条・令元条例3第1条・一部改正)

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(平18条例2・一部改正)

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかからず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条

第4項の規定により失職した職員

(令元条例3第1条・一部改正)

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6条に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

(平28条例3・一部改正)

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これ

を取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第25条 勤勉手当 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第9項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

（平22条例11第1条第2条・令元条例3第1条・一部改正）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる定める額を超えてはならない。

（平28条例11第1条・一部改正）

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額

を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(平19条例7一部改正、平21条例7・一部改正)

(平22条例11第1条第2条・一部改正)

(平27条例1第1条・一部改正、平27条例1第2条・一部改正)

(平28条例7第1条・一部改正、平28条例7第2条・一部改正)

(平28条例11第1条・一部改正、平28条例11第2条・一部改正)

(平29条例6第1条・一部改正、平29条例6第2条・一部改正)

(平30条例4第1条・一部改正、平30条例4第2条・一部改正)

(令元条例3第1条・一部改正、令元条例7第1条・一部改正)

(令元条例7第2条・一部改正)

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45

を乗じて得た額の総額

(平21条例7・一部改正)

(平22条例11第1条第2条・一部改正)

(平27条例1第1条・一部改正、平27条例1第2条・一部改正)

(平28条例7第1条・一部改正、平28条例7第2条・一部改正)

(平28条例11第1条・一部改正、平28条例11第2条・一部改正)

(平29条例6第1条・一部改正、平29条例6第2条・一部改正)

(平30条例4第1条・一部改正、平30条例4第2条・一部改正)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料

の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(平17条例8・平18条例2一部改正)

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(平30条例4第1条・一部改正)

(退職手当)

第26条 退職手当については、別に条例で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第26条の2 第12条から第14条まで及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 第19条から第21条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員には適用しない。

（手当の支給方法に関する委任）

第27条 この章に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第28条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じたものを、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（平18条例2・一部改正）

（給与の減額）

第29条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（平21条例7・一部改正）

（会計年度任用職員の給与）

第30条 この条例の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）として任用される職員の給与については、他の常勤の職員の給与との權衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

（令元条例6第9条・改正）

（休職者の給与）

第31条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

（平16条例9・平18条例2・一部改正）

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

（平16条例9・平18条例2・一部改正）

4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

（平18条例2・一部改正）

5 地方公務員法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員がこれらの規定に規定する期間内で第24条に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

（令元条例3第1条・一部改正）

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条の2及び第24条の3の規定を準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第31条の2 地方公務員法第55条の2第1項ただし書きの許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第32条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された場合にあっては、扶養手当、住居手当及び退職手当は支給しない。

（平16条例9・平18条例2・一部改正）

2 技能労務職員の給与の額は、この条例に規定する職員の給与の額を基準とし、そ

の職務と責任の特殊性を考慮して規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、他の常勤の技能労務職員との権衡を考慮して別に定める。

- (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労働職員 納入料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当
- (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労働職員 納入料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当

（令元条例6第9条・一部改正）

（給与から控除することができるもの）

第33条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき給与から控除することができるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 東近江行政組合職員互助会の掛金
 - (2) 団体取扱いにかかる生命保険料
 - (3) 滋賀県市町村職員共済組合の貯金
 - (4) 東近江行政組合職員互助会があっせんする貯金、貸付償還金及び物品の購入代金
- （規則への委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和49年度に限り、第24条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、規則で定める日に期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第24条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料

の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に昭和49年3月2日から、施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 中部地域消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第14号）規則第2項から第4項までの規定による指定が行われる間、第2条中「正規の勤務時間」とあるのは、「正規の勤務時間」のうち中部地域消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例規則第2項から第4項までの規定による勤務を要しない時間を除いた時間とする。
- 6 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の規定に基づく給付が行われる間における当該給付を受ける職員に対する中部地域消防組合職員の給与に関する条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号。以下この項において「行革関連特例法」という。）第11条第1項の規定による給付」と、「当該児童手当」とあるのは「当該給付」と、「同法第4条第1項」とあるのは「児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項」と、「同法第6条第1項」とあるのは「行革関連特例法第11条第2項において準用する児童手当法第6条第1項」とする。

（給料の半減）

- 7 当分の間、第29条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（規則で定める場合にあつてはその期間）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

（平22条例11第1条・一部改正）

- 8 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給

料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

9 削除

(平22条例11第1条・改正)
(平27条例3・一部改正、平29条例6第2条・削除)

10 削除

(平22条例11第1条・追加、平29条例6第2条・削除)

11 削除

(平22条例11第1条・追加、平29条例6第2条・削除)

12 削除

(平21条例4・追加)
(平22条例11第1条・追加、第2条・一部改正)
(平成27条例1第1条・一部改正、平成27条例1第2条・一部改正)
(平成28条例7第1条・一部改正、平成28条例7第2条・一部改正)
(平成28条例11第1条・一部改正、平成28条例11第2条・一部改正)
(平成29条例6第1条・一部改正、平成29条例6第2条・削除)

(地域手当に関する特例)

13 第14条の2第1項の規定にかかわらず、地域手当は、平成22年4月1日から当分の間、支給しない。

(平22条例4・追加)

附 則 (昭和47年12月5日条例第31号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 昭和47年4月1日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級または、その受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または、異動の日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる

期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、同条例およびこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和48年4月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月11日条例第8号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条の規定は、同年9月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 昭和48年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その者のうける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員および旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間（任命権者の定める職員にあつては、任命権者の定める期間を増減した期間。次項および附則第5項第2号において同じ。）が、同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とす

る。

4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間のある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算して、それらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年7月1日以前であるとき同日に、同月2日以後であるときは、同年10月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から、切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間ににおける給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第4項の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間

(任命権者の定める職員にあつては、任命権者の定める期間を増減した期間)

(2) 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間のある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月末満である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級または、その受ける号給もしくは、給料月額

に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の等級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。この場合においてその給料月額が、切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、任命権者が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8 切替日前に職務の等級を異にして、異動した職員および任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

9 附則第3項から前項までの規定の適用については改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けている号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（改正後の条例第6条の規定の適用の経過措置）

10 改正後の条例第6条第1項および第2項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、同条第2項中「号給」とあるのは「号給または中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第8号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

11 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第6条第5項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、規則で定める。

（住居手当に関する経過措置）

12 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されない

こととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第15条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

13 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、同条例第15条または前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
			月	月	円
1等級	14	14	3	6	156,900
	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
2等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
3等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3		126,800
	20	19	6		128,100
	21	19			

	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
4等級	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
	15	15	3	6	84,100
5等級	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
6等級	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			

附 則 (昭和49年3月12日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(職務の等級の切替)

2 昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が給料表の5、6等級に属する職員の切替日における職務の等級はそれぞれ1等級下位の6、7等級とし、旧等級が給料表の4等級に属する職員の切替日における職務の等級は、任命権者の定めるところにより4等級または5等級とする。なお、旧等級が給料表の1等級、2等級および3等級に属する職員の切替日における職務の等級は旧等級と同じ等級とする。

(号給の切替等)

3 職員（附則第5項に規定する職員を除く。次項において同じ。）の切替日における号給は、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の切替表（以下「切替表」という。）に定める号給とする。

4 前項の場合においては、職員が旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、任命権者が定める。

(旧号給等の基礎)

6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の給与条例の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の給与条例およびこれに基づく規則等によって定められたものでなければならない。

(昇給期間の調整)

7 1等級、2等級、3等級および4等級へ切替えられた職員の切替日以後最初の昇給期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、任命権者と管理者が協議して、任命権者が定めるところにより必要な調整を行なうことがある。

(規則への委任)

8 この附則で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

1 等級				2 等級				3 等級			
旧1等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額	旧2等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額	旧3等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額
5	118,400	1	119,200			1				1	
6	122,800	2	124,500	6	104,400	2	105,500	6	87,800	2	88,800
7	127,200	3	129,900	7	108,600	3	109,800	7	91,400	3	92,700
8	131,600	4	135,400	8	112,800	4	114,100	8	95,000	4	96,600
9	136,100	5	140,900	9	117,000	5	118,400	9	98,600	5	100,500
10	140,600	6	146,400	10	121,200	6	122,800	10	102,200	6	104,400
11	145,100	7	151,900	11	125,400	7	127,200	11	105,800	7	108,600
12	149,300	8	157,400	12	129,600	8	131,600	12	109,400	8	112,800
13	153,500	9	162,900	13	133,700	9	136,100	13	113,000	9	117,000
14	157,700	10	168,200	14	137,700	10	140,600	14	116,300	10	121,200
15	161,900			15	141,700	11	145,100	15	119,400	11	125,400
16	165,500	11	173,400	16	145,700	12	149,300	16	122,400	12	129,600
17	169,100	12	178,600	17	149,100	13	153,500	17	125,400		
18	171,900			18	152,400	14	157,700	18	127,600	13	133,700
		13	183,800	19	155,000	15	161,900	19	129,800	14	137,700
		14	188,000			16	165,500	20	131,900		
		15	192,200			17	169,100	21	133,500		
		16	195,200			18	171,900			15	141,700
										16	145,700
										17	149,100
										18	152,400
										19	155,000

4等級				5等級				6等級			
旧4等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額	旧5等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額	旧6等級号給	旧給料月額	切替号給	切替給料月額
4	70,000	2	74,000	1	60,400	1	60,400	1	53,500	1	53,500
5	73,200			2	63,600	2	63,600	2	55,600	2	55,600
6	76,400	3	77,400	3	66,800	3	66,800	3	57,800	3	57,800
7	79,500	4	80,800	4	70,000	4	70,000	4	60,400	4	60,400
8	82,600	5	84,300	5	73,200	5	73,200	5	63,000	5	63,000
9	85,400	6	87,800	6	76,400	6	76,400	6	65,600	6	65,600
10	88,200	7	91,400	7	79,500	7	79,500	7	68,200	7	68,200
11	91,000			8	82,600	8	82,600	8	70,800	8	70,800
12	93,800	8	95,000	9	85,400	9	85,400	9	73,000	9	73,000
13	96,600	9	98,600	10	88,200	10	88,200	10	75,200	10	75,200
14	99,000	10	102,200	11	91,000	11	91,000	11	77,200	11	77,200
15	101,400			12	93,800	12	93,800	12	79,200	12	79,200
16	103,700	11	105,800	13	96,600	13	96,600	13	81,200	13	81,200
17	106,000	12	109,400	14	99,000	14	99,000	14	82,900	14	82,900
18	108,000			15	101,400	15	101,400	15	84,600	15	84,600
19	110,000	13	113,000	16	103,700	16	103,700	16	86,300	16	86,300
20	111,500			17	106,000	17	106,000	17	88,000	17	88,000
				18	108,000	18	108,000	18	89,600	18	89,600
				19	110,000	19	110,000	19	90,900	19	90,900
				20	111,500	20	111,500				

7等級			
旧7等級号給	旧給料額	切替号給	切替給料額
月	月	月	月
1		1	
2	43,500	2	43,500
3	44,800	3	44,800
4	46,100	4	46,100
5	47,500	5	47,500
6	49,300	6	49,300
7	51,300	7	51,300
8	53,400	8	53,400
9	54,800	9	54,800
10	56,200	10	56,200
11	57,600	11	57,600
12	59,000	12	59,000
13	60,400	13	60,400
14	61,800	14	61,800
15	63,200	15	63,200
16	64,600	16	64,600
17	65,600	17	65,600

附 則（昭和49年4月27日条例第4号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月2日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額および最高号給等の切替え等）

2 昭和49年4月1日において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による同日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（異動者の号給等）

3 昭和49年4月2日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは、給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における給料月額およびこれを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

（給与の内払）

4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和49年12月24日条例第11号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第14条の規定を除く。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条第1項および第24条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）において、改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給または給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、任命権者が定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および任命権者の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給または給料月額およびこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、任命権者が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれにもとづく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければなら

ない。

- (1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族（満18才未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）および扶養親族たる満18才未満の子のなかつた者
- (2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる満18才未満の子があつた者を除く。）であつてその届出にかかる事実が生じた日（その届出がこれにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者および扶養親族たる満18才未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）
- (3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満18才未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
- (4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満18才未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされたもの（その前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

8 前項第1号または第2号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出にかかる事実に関する改正後の条例第

13条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「1,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については3,500円）」とあるのは、「1,500円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合または配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満18才未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以後当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等にかかる扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号または附則第7項第3号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内扱）

10 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（規則への委任）

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和50年12月22日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（号給の切替え）

2 昭和50年4月1日（以下「切替日」という。）における号給は、次項に定める場

合を除き、切替日の前日に受けていた号給（以下「旧号給」という。）の号数から1を減じた号数の号給とする。

（暫定給料月額への切替え）

3 旧号給が附則別表の職務の等級欄の等級に対応する旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日における給料月額は、当該旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額（以下「暫定給料月額」という。）とする。

4 前2項の規定により切替日における号給または給料月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第4項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を切替日における号給または、暫定給料月額を受ける期間に通算する。

（改正後の条例第6条の規定の適用の特例）

5 改正後の条例第6条第1項および第2項の規定の切替日以降における適用については、同条第1項中「号給」とあるのは、「号給または中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和50年中部地域消防組合条例第1号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

6 切替日において暫定給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第6条第4項および第5項の規定の適用については、規則で定める。

（最高号給等の切替え等）

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

8 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の等級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および任命権者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

10 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定により職員が属していた職務の等級およびその者が受けている号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

11 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払い）

12 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第15条または前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

附則別表（附則第3項および第5項関係）

職務の等級	旧号給	暫定給料月額
1等級	1	162,600円
2等級	2	144,500円
3等級	2	121,900円
4等級	2	101,800円
5等級	1	83,300円
6等級	1	74,100円
7等級	2	62,400円

備考 この表は、給料表の適用を受ける職員に適用する。

附 則（昭和51年12月25日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

（最高号給等の切り替え等）

2 昭和51年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、任命権者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および任命権者の定めるこれに準

する職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属している職務の等級およびその者が受けている号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（勤勉手当の額の特例）

6 昭和51年6月に改正前の条例第25条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第25条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤勉手当については、改正後の条例第25条または前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和52年12月26日条例第11号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

2 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則

で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前の職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けている号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

- 6 切替期間において、改正前の条例第15条の2の規定により住居手当を支給されたいた期間のうちに、改正後の条例第15条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の2の規定による住居手当の額に達しないこ

となる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第15条の2または前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和53年12月25日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、昭和54年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の中北部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第13条第3項および別表第1の規定（12月に支給する期末手当の額の算定に適用される場合に限る。）を除く。）は、昭和53年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和53年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けている号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（期末手当の特例措置）

7 昭和54年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第24条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から第1号に掲げる額を控除して得た額に第2号に掲げる額を加算して得た額とする。

(1) 昭和53年12月1日を基準日として、改正前の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

(2) 昭和53年12月1日を基準日として、改正後の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

（給与の内払）

8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和54年12月25日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び附則第7項の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この条例（第6条の改正規定を除く。）による改正後の中近江行政組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7 昭和55年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第6条第7項の規則で定める年令を超えている職員（同日においてその者の受ける号給は給料月額が改正前の条例第6条第4項の規則で定める年令に達した日に受けていた号給の2号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給料月額（以下この項において「2号給上位号給等」という。）である職員及び2号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の条例

第6条第4項の規則で定める年令を超える職員の同項又は同条第6項ただし書による2号給上位号給等までの昇給の例に準じて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年4月1日後に改正後の条例第6条第7項の規則で定める年令を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

8 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和55年12月25日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けている号給又は、給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

附 則（昭和56年12月25日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中北部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

2 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和57年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

7 昭和56年6月又は12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第24条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、改正後の条例第24条第2項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年中部地域消防組合条例第3号）の規定による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額（以下「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されたとした場合に受けるべきであつた扶養手当月額」と、第25条第2項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の条例の規定が適用されたとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」とする。

（給与の内払）

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（規則への委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和57年6月1日条例第2号）

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1項及び第25条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の

定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けている号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和59年12月27日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下

「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けている号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和60年12月27日条例第4号 抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条の改正規定は昭和61年1月1日から、第13条第4項の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の中部地域

消防組合職員の給与に関する条例（以下附則第10項までにおいて「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

（職務の級への切替え）

3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え等）

4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第6項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。ただし、前項ただし書に定める職員のうち、規則で定める職員については、任命権者が定める号給又は給料月額とする。

5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第6条第4項又は第6項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（規則で定める職員にあつては、規則で定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において56歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）

の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

9 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けっていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1 (附則第3項関係)

職務の級			職務の切替表		
旧等	級	の	職務	の	級
7等	級	へ	1		級
6等	級	の	2		級
5等	級	へ	3		級
4等	級	の	3		級
		へ	4		級
3等	級	の	4		級
		へ	6		級
2等	級	の	7		級
		へ	8		級
1等	級	の	9		級

附則別表第2 (附則第4項関係)

号級の切替表

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	6級	8級	9級
1		1	1				1
2	1	2	2	1	1	1	2
3	2	3	3	2	2	2	3
4	3	4	4	3	3	3	4
5	4	5	5	4	4	4	5
6	5	6	6	5	5	5	6
7	6	7	7	6	6	6	7
8	7	8	8	7	7	7	8
9	8	9	9	8	8	8	9
10	9	10	10	9	9	9	10
11	10	11	11	10	10	10	11
12	11	12	12	11	11	11	12
13	12	13	13	12	12	12	13
14	13	14	14	13	13	13	14
15	14	15	15	14	14	14	15
16	15	16	16	15	15	15	16
17	16	17	17	16	16	16	
18		18	18	17	17	17	
19		19	19	18	18	18	
20			20	19	19	19	
21			21	20	20		
22			22	21	21		
23			23	22	22		
24			24	23			
25				24			
26				25			

附 則（昭和61年9月8日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月26日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項及び第2項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調

整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和62年3月30日条例第4号）

この条例は、昭和62年4月19日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、昭和63年4月1日より施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は

異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

7 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内扱）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和63年12月27日条例第3号）

改正 平成3年6月28日 条例第12号

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第2項第2号及び第4号の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、中部地域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年中部地域消防組合条例第5号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内扱）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（規則への委任）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成2年12月26日条例第3号 抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定並びに附則第8項及び第10項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改

正後の中部地域消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内扱）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

8 改正後の条例第31条第1項の規定は、附則第1項ただし書きに規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間についても適用する。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月28日条例第12号）

この条例は、平成3年7月1日から施行し、改正後の第4条及び別表第2の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月27日条例第21号 抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第10条の改正規定、第13条第4項を削る改正規定、第20条並びに第22条第1項及び第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第9項の規定は、平成4年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切り替え日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定め

られたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成4年12月21日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項及び第2項の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項及び第10項において同じ。）による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調査）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について

ては、その者が切替日において職務の級を異にする異動者等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあっては切替日において、第3号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった者を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第13条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
- (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第14条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期

間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第 号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その」とあるのは「届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後になされたとき、又は改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後になされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第7項」と、「同項第2項」とあるのは「第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第7項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第7項」とする。

- 9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第14条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これにかかる事実の生じた日から15日」とあるのは「滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第 号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
(2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
(3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第13条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(住居手当に関する経過措置)

- 10 切替期間において、改正前の条例第15条の規定により住居手当を支給されていた

期間のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第15条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第15条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第15条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成5年5月24日条例第6号 抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日条例第9号 抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例（第1条、第24条第2項及び第32条の改正規定並びに前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例の規定（第13条第3項及び第4項並びに別表第1（12月に支給する期末手当の額の算定に適用される場合に限る。）の規定を除く。）並びに滋賀中部地域行政事務組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第22号）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、この条例による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の内扱）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（期末手当の特例措置）

8 平成6年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第24条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から第1号に掲げる額を控除して得た額に

第2号に掲げる額を加算して得た額とする。

(1) 平成5年12月1日を基準日として、改正前の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

(2) 平成5年12月1日を基準日として、改正後の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例（次項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成6年12月27日条例第5号 抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月27日条例第6号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正規定は規則で定める日から施行する。

2 この条例（第24条第2項の改正規定及び前項ただし書に規定する改正規定を除く）による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例の規定（第13条第4項及び別表第1（12月に支給する期末手当の額の算定に適用される場合に限る。）の規定を除く。）は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらをうける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異

動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けている号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の特例措置）

8 平成7年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第24条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から第1号に掲げる額を控除して得た額に第2号に掲げる額を加算して得た額とする。

（1）平成6年12月1日を基準日として、改正前の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

（2）平成6年12月1日を基準日として、改正後の条例第24条の規定の例により算定した額に相当する額

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成7年12月27日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以

下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規

定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成8年12月26日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と

の権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成9年3月18日条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日条例第11号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は平成10年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後

の条例」という。) の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切り替え等)

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の滋賀中部地域行政事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等調整)

- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる機関については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日か

ら改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月25日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職

員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けている号給等の基礎）

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成11年12月24日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 平成12年1月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

2 第1条の規定（東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第24条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後

の給与条例（附則第9項を除き、以下「改正後の給与条例」という。）の規定（別表第1（12月に支給する期末手当の額の算定に適用される場合に限る。）の規定を除く。）は、平成11年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下この項及び附則第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例（附則第7項及び第9項を除き、以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7 附則第3項から第5項までの適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の特例処置）

9 平成12年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第24条第2項の規定にかかわらず、同条の規定の例により平成12年3月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額から第1号に掲げる額を控除して得た額に第2号に掲げる額を加算して得た額とする。

(1) 第1条の規定による改正前の給与条例第24条の規定の例により平成11年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第24条の規定の例により平成11年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額

（規則への委任）

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成12年3月8日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第8号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第3項の規定（平成12年12月に支給する期末手当の額の算定に適用される場合を除く。）は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当の特例措置）

3 平成13年3月に支給する期末手当の額は、新条例第24条第2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 新条例第24条の規定の例により平成13年3月1日を基準日として支給されるこ

ととなる期末手当の額に相当する額

(2) アに掲げる額にイに掲げる額を加算して得た額

ア 改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）

第24条の規定の例により平成12年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額から新条例第24条の規定の例により平成12年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額を控除して得た額

イ 旧条例第25条の規定の例により平成12年12月1日を基準日として同条第2項の規定により任命権者が定める割合に応じて支給されることとなる勤勉手当の額に相当する額から新条例第25条の規定の例により平成12年12月1日を基準日として同条第2項の規定により任命権者が定める割合に応じて支給されることとなる勤勉手当の額に相当する額を控除して得た額

(給与の内払)

4 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年3月19日条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月17日条例第1号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第9項から第13項までの規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

3 平成14年3月に支給する期末手当の額は、新条例第24条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 新条例第24条の規定の例により平成14年3月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額

(2) 改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例第24条の規定の例により平成13年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額から新条例第24条の規定の例により平成13年12月1日を基準日として支給されることとなる期末手当の額に相当する額を控除して得た額

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成15年11月28日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給または給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号給または給料月額は、第1条の規定による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項までもしくは第31条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則

で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年12月28日条例第9号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ず

る職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例第24条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第31条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び特地勤務手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年3月16日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日において東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（最高の号給を超える給料月額の切替え）

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及び規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額（東近江行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第7号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

（平21条例7・平22条例11・平23条例1一部改正）

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年東近江行政組合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平19条例3一部改正）

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

10 平成22年3月31日までの間における給与条例第6条第4項及び同条第5項の規定の適用については、第6条第4項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、同条第5項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

（規則への委任）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

12 東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「規則の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

（東近江行政組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

13 東近江行政組合職員の旅費に関する条例（昭和48年中部地域消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「9級」を「7級」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	
5 級	3 級
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級

附則別表第2（附則第3項関係）

職員の号給の切替表

旧号給 経過期間	旧級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

第5編 給与 (東近江行政組合職員の給与に関する条例)

	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
1	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26

	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
15	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月末満		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月末満		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月末満		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月末満		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月末満		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月末満		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月末満		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月末満		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月末満		93	73	61	77	65	61	57	
	3月以上6月末満		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月末満		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月末満		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月末満			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月末満			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月末満			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月末満			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3月末満				81	63	85	73	69	65
	3月以上6月末満				82	64	86	74	70	66
	6月以上9月末満				83	64	87	75	71	67
	9月以上12月末満				84	64	88	76	72	68
	12月以上				85	65	89	77	73	69
22	3月末満				85	65	89	77	73	
	3月以上6月末満				86	65	90	78	74	
	6月以上9月末満				87	66	91	79	75	
	9月以上12月末満				88	66	92	80	76	
	12月以上				89	67	93	81	77	
23	3月末満				89	67	93	81		
	3月以上6月末満				90	67	94	82		
	6月以上9月末満				91	68	95	83		
	9月以上12月末満				92	68	96	84		

	12月以上		93	69	97	85		
24	3月未満		93	69	97	85		
	3月以上6月未満		94	70	98	86		
	6月以上9月未満		95	71	99	87		
	9月以上12月未満		96	72	100	88		
	12月以上		97	73	101	89		
25	3月未満		97	73	101			
	3月以上6月未満		98	73	102			
	6月以上9月未満		99	74	103			
	9月以上12月未満		100	74	104			
	12月以上		101	75	105			
26	3月未満		101	75	105			
	3月以上6月未満		102	75	106			
	6月以上9月未満		103	76	107			
	9月以上12月未満		104	76	108			
	12月以上		105	77	109			
27	3月未満		105	77				
	3月以上6月未満		106	78				
	6月以上9月未満		107	79				
	9月以上12月未満		108	80				
	12月以上		109	81				
28	3月未満		109	81				
	3月以上6月未満		110	82				
	6月以上9月未満		111	83				
	9月以上12月未満		112	84				
	12月以上		113	85				
29	3月未満		113					
	3月以上6月未満		114					
	6月以上9月未満		115					
	9月以上12月未満		116					
	12月以上		117					
30	3月未満		117					
	3月以上6月未満		118					
	6月以上9月未満		119					
	9月以上12月未満		120					
	12月以上		121					
31	3月未満		121					
	3月以上6月未満		122					
	6月以上9月未満		123					
	9月以上12月未満		124					
	12月以上		125					
32	3月未満		125					
	3月以上6月未満		125					
	6月以上9月未満		125					
	9月以上12月未満		125					
	12月以上		125					

附 則 (平成19年3月11日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年東近江

行政組合条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてこの条例による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年東近江行政組合条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額の合計額」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年東近江行政組合条例第2号）の一部を次のように改正する。
附則第9項中「及び第11条第2項」及び「、給与条例第11条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と」を削る。

附 則（平成19年12月27日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第25条第2項第1号の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成21年3月16日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月26日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する措置)

- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、管理者は、この条例の施行後に人事院の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例 (平成21年東近江行政組合条例第4号。以下この表において「新給与条例」という。) 附則第9項の規定による読み替え後の新給与条例第24条第2項 (同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

則第9項の規定による読み替え前の新給与条例第24条第2項 (同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

新給与条例附則第9項の規定による読み替え前の新給与条例第25条第2項 新給与条例附則第9項の規定による読み替え後の新給与条例第25条第2項

附 則 (平成21年11月30日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の給与条例」という。) 第24条第2項 (同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第4項から第6項まで又は第31条第1項から第3項まで若しくは第5項から第7項の規定にか

かかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（東近江行政組合職員の給与に関する条例第30条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において、減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年3月10日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第1条中東近江行政組合職員の給与に関する条例附則第7項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は同年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号。附則第8項において「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第31条第1項から第3項まで若しくは第5項、第6項若しくは附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（東近江行政組合近江職員の給与に関する条例（以下この号および附則第4項において「給与条例」という。）第30条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第9項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当および住居手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じ

て得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第9項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「東近江行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第4号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与条例第6条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、東近江行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年滋賀中部地域行政事務組合条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成23年12月1日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第3条及び附則第3項から第4項までの規定は平成24年4月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（東近江行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第31条第1項から第3項まで若しくは第5項又は附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（給与条例第30条に規定する職員を除く。以下この号において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、

職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成24年4月1日における号給の調整）

3 平成24年4月1日において42歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員（以下この項および次項において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与条例第6条第3項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この項及び次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整

の必要があるものとして規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 4 平成26年4月1日において規則で定める年齢に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平26条例2・一部改正）

（規則への委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成27年1月5日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定（東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び附則第12項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第25条第2項及び附則第12項の規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給調整）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則の委任）

- 5 前2項に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成27年3月10日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員は除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規程に準じて、給料を支給する。

- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事

情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年3月7日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた行政庁の処分又は同日以後にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものから適用し、同日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月7日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月28日条例第11号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び附則第12項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第25条第2項及び附則第12項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年東近江行政組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つ
合を除く。)」とあるのは(3) 扶養親族たる子又は扶養親族た
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族た
た者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当す
る父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除
る父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除
る扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族
く。)
く。)
たる要件を欠くに至った場合を除く。)

」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これら」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者
ないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年12月28日条例第6号)

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（東近江行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年東近江行政組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月28日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東近江行政組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東近江行政組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年12月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（東近江行政組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成31年4月1日から、第1条の規定（給与条例第25条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2千円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）第2条の規定による改正後の給与条例第15条第1項に該当しないことなる職員

（2）旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、

規則で定める。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
以外の職員	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
職員	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600

	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400

	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	

81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				

	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条及び第32条に規定する職員を除く。

(平18条例2全改・平19条例7・平21条例7・平22条例11第1条、平23条例1第1条一部改正)
(平成27条例1第1条・全改)

(平27条例3・平28条例7・平28条例11・平29条例6・平30条例4・全改)
(令元条例6第9条・一部改正) (令元条例7第1条・全改)

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						

		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700

第5編 給与 (東近江行政組合職員の給与に関する条例)

	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600

	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700		
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300		
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700		
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300		
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800		
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200		
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700		
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300		
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700		
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000		
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300		
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700		
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000			
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700			
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300			
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000			
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500			
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100			
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600			
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000			
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600			
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100			
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400			
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700			
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200			
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600			
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900			
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200			
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700			

	87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200		
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600		
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900		
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300		
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800		
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200		
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600		
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400			
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800			
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100			
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700			
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200			
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700			
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200			
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800			
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300			
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800			
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200			
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800			
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300			
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800			
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300			
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900			
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300			
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800			
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300			
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900			
	114	293, 700	324, 900	357, 700				
	115	294, 100	325, 300	358, 200				

116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					

第5編 給与 (東近江行政組合職員の給与に関する条例)

	145	303, 400	334, 600					
	146	303, 600	335, 000					
	147	303, 900	335, 400					
	148	304, 300	335, 800					
	149	304, 500	336, 100					
	150	304, 700	336, 500					
	151	305, 000	336, 900					
	152	305, 300	337, 300					
	153	305, 700	337, 600					
	154	305, 900						
	155	306, 100						
	156	306, 400						
	157	306, 700						
	158	307, 000						
	159	307, 300						
	160	307, 600						
	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再任用 職 員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考 この表は、東近江行政組合休日急患診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

(令元条例6第9条・全改)

別表第3 (第4条関係)

標準職務分類表

職務の級	職務の名称
7級	(1) 局長の職務 (2) 次長の職務
6級	課長の職務
5級	課長補佐の職務
4級	係長の職務
3級	(1) 主査の職務 (2) 主任主事の職務
2級	副主任主事の職務
1級	主事の職務

(平成18条例2・全改、令元条例6第9条・一部改正)

別表第4 (第16条第2項第2号関係)

自動車等の通勤手当支給表

自動車等の使用距離(片道)	月額
2キロメートル未満	700円
2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

(平成27条例1第1条・全改、令元条例6第9条・一部改正)